

1. 採用職種

教育心理相談員 若干名

2. 応募資格

大学(短期大学を除く)または大学院において心理学領域を主として専攻し、卒業又は修了(令和8年10月末までの見込みを含む)した者で、教育相談全般にわたる専門的知識・技能を有する者。

※地方公務員法等で選考を受けることができないとされている者は応募できない。(3頁参照)

3. 選考方法及び日程

(1) 第一次選考 書類選考(申込(履歴)書、論文を基に選考する。)

(2) 第二次選考 面接選考(令和8年10月4日(日)※予定)

※その他、詳細については第一次選考合格者に通知する。

4. 選考結果

最終合格者は令和8年10月5日～令和9年3月31日の間、合格者名簿に登載する。

※第一次選考の結果通知は令和8年9月中旬発送予定。9月30日(水)を過ぎても到着しない場合は、10月1日(木)午後5時までに下記「10. 問合せ先」まで問い合わせること。

※第二次選考の結果通知は令和8年10月上旬発送予定。その後、欠員状況等に応じて順次任用の連絡をする。

※選考結果に関する問い合わせには一切回答しない。

5. 勤務条件

(1) 身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任用職員)(世田谷区教育委員会任用)

(2) 任用期間 令和8年11月1日から令和9年3月31日まで
(勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度あり。)

(3) 報 酬 ①報酬月額 261,756 円(令和8年度現在。)
(地域手当相当分含む。通勤手当別途支給(月額上限 55,000 円)。)
※常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合がある。

②期末・勤勉手当 一定の要件を満たす場合に支給

(4) 休 暇 5日(令和8年11月1日に採用した場合。以降、任用期間に応じて減あり。)
※その他慶弔休暇等、条例等に規定する休暇制度あり。

(5) 勤務日数 月16日勤務を基本とし、月14日から17日の範囲内で所属長が指定する。
(令和8年11月1日から令和9年3月31日まで任用した場合、総勤務日数80日。)

(6) 勤務場所 (A)教育総合センター(不登校支援窓口)、教育相談室(区内4カ所)のうちいずれか
(B)区立小学校61校、区立中学校30校のうち2校または3校
※(A)(B)いずれとなるかは、所管課において決定する。再度の任用も含め、いずれの勤務場所となる可能性もある。

(7) 勤務時間 下記の時間帯内で実働7時間45分勤務、1時間休憩あり。

(A)教育相談室等勤務

①午前8時30分～午後5時15分

②午前9時30分～午後6時15分

※①②のシフトを各相談室内の職員で割り振って毎月の勤務シフトを決める。

(B)学校勤務

午前8時00分～午後5時 15分

※(A)(B)いずれも原則超過勤務はないが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務を命じることがある。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当(相当する報酬)を支給する。

- (8) 社会保険等 健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険の適用あり。
- (9) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用あり。
- (10) そ の 他 ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがある。
②勤務場所は、原則敷地内禁煙。

6. 主な職務

(A)教育相談室等勤務

幼児・児童・生徒及び保護者への面接相談、電話相談、就学相談、区立小・中学校・幼稚園の教育相談活動への支援等

(B)学校勤務

児童・生徒及び保護者への教育相談、校内組織や教員への助言・援助、他相談機関との連携、その他学校教育相談活動への協力等

7. 申込書等の配布

- (1) 「申込(履歴)書」、「課題論文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を下記「10. 問合せ先」窓口にて配布する。
- (2) 世田谷区ホームページ『職員採用』から「申込(履歴)書」、「課題論文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」のダウンロード可。

8. 申込期間

令和8年8月13日(木)午前8時30分～令和8年9月3日(木)午後5時まで

9. 申込方法

- (1) 令和8年9月3日(木)午後5時(必着)までに、下記「10. 問合せ先」窓口へ指定様式の「申込(履歴)書」、「課題論文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を持参又は郵送の方法により申し込む(持参の場合は土・日・祝日を除く)。持参・郵送以外の方法(電子メール・FAXによる電送等)による場合は受理しない。
- (2) 提出書類の作成に際しては全て自筆で記入すること。また、「申込(履歴)書」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」に①写真もれ(「申込(履歴)書」のみ)、②記入もれ、③事実相違があった場合は不合格とする。
- (3) 選考書類は選考目的以外には使用しない。また、選考書類は一切返却しない。

10. 問合せ先

世田谷区教育委員会事務局 教育総合センター 教育相談課 教育相談係
電話:03(6453)1511
〒154-0023 世田谷区若林5-38-1(教育総合センター1階)

***【地方公務員法第16条（欠格条項）】**

次の各号いずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、

刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

*平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は応募できない（心神耗弱を原因とするもの以外）。